

大阪府国民健康保険運営方針に掲げる「別に定める基準(保険料の減免)」の改定について

国における制度見直しに伴い、大阪府国民健康保険運営方針に掲げる「別に定める基準」について、次のとおり改定する。

改定箇所	改定内容(概要)	改定理由	改定期日
1 保険料の減免 (2)減免の対象となる保険料及び減免の割合区分「四 旧被扶養者」対象期間	均等割及び平等割に係る減免について、その対象期間を資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限るよう改める。	旧被扶養者減免については、元々国民健康保険の資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、実施することとしていたが、後期高齢者医療制度における保険料軽減措置が当分の間継続されることとなったことを踏まえ、当分の間継続するとされていたところである。 今般、後期高齢者医療制度において、制度の持続性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、応益割に係る保険料軽減措置について 資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り実施することとされたことを踏まえ、別添厚生労働省保険局国民健康保険課長通知のとおり、国民健康保険においても同様の見直しを行うこととされたものである。	平成 31 年 4 月 1 日

大阪府国民健康保険運営方針「別に定める基準」新旧対照表

旧					新					備考
1 保険料の減免					1 保険料の減免					
(1)減免 (略)					(1)減免 (略)					
(2)減免の対象となる保険料及び減免の割合					(2)減免の対象となる保険料及び減免の割合					
区分	一 災害	二 所得減少	三 拘禁	四 旧被扶養者	区分	一 災害	二 所得減少	三 拘禁	四 旧被扶養者	(追加)
対象となる保険料	(略)	(略)	(略)	(略)	対象となる保険料	(略)	(略)	(略)	(略)	
減免の割合	(略)	(略)	(略)	(略)	減免の割合	(略)	(略)	(略)	(略)	
対象期間	減免の申請のあった日の属する年度末まで(ただし、必要に応じ、当該申請日の属する年度の翌年度末まで【被災した日が属する月から起算し、最大12月】延期することができる。)	減免の申請のあった日の属する月以降、保険料を納付することが可能となるまでの間(ただし、必要に応じ、当該申請日の属する年度の翌年度末まで延期することができる。)	拘禁されている期間	減免の申請のあった日の属する月以降	対象期間	減免の申請のあった日の属する年度末まで(ただし、必要に応じ、当該申請日の属する年度の翌年度末まで【被災した日が属する月から起算し、最大12月】延期することができる。)	減免の申請のあった日の属する月以降、保険料を納付することが可能となるまでの間(ただし、必要に応じ、当該申請日の属する年度の翌年度末まで延期することができる。)	拘禁されている期間	減免の申請のあった日の属する月以降(ただし、 <u>均等割及び平等割に係る減免については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。</u>)	
2 一部負担金の減免及び徴収猶予 (以下 略)					2 一部負担金の減免及び徴収猶予 (以下 略)					